

高松市・国分寺町合併協議会会議録
第 3 回 会 議

平成 1 6 年 4 月 9 日 (金)

高松市・国分寺町合併協議会

高松市・国分寺町合併協議会会議録

第3回会議

1 日時

平成16年4月9日(金)午後1時30分開会・午後3時12分閉会

2 場所

国分寺町女性会館 2階 第1会議室

3 出席委員 23人

会長	増田昌三	委員	末澤進
副会長	福井則史	委員	山下義男
委員	井竿辰夫	委員	岡西定雄
委員	土井信幸	委員	綾野忠雄
委員	山田徹郎	委員	大捕宣英
委員	宮崎直	委員	千葉規美子
委員	菰渕将鷹	委員	柘植敏秀
委員	川染勉	委員	白井加寿志
委員	梶村傳	委員	大比賀郁夫
委員	大浦澄子	委員	池崎清子
委員	三笠輝彦	委員	松岡隆義
委員	森谷芳子		

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 7人

幹事長	井 竿 辰 夫 (委員兼務)	幹 事	佐々木 英 典
副幹事長	土 井 信 幸 (委員兼務)	幹 事	川 上 保 直
幹 事	熊 野 實	幹 事	武 下 文 男
幹 事	横 田 淳 一		

6 事務局

事務局長	林 昇	総務班長 兼調整班兼計画班	清 野 賢 治
事務局次長	加 藤 昭 彦	総務班 兼調整班	安 西 正 門
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆	総務班	黒 淵 博 美

会 議 次 第

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

報告第7号 高松市・国分寺町合併協議会幹事会部会規程の一部改正について

(2) 協議事項

協議第1号 合併の方式（協定項目第1号）について
（第1回会議提案：継続協議）

4 その他

(1) 市町村合併関係3法案の概要について

(2) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(3) 高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

5 閉 会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） 予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・国分寺町合併協議会第3回会議を開会いたします。

皆様方には、何かと御多忙中のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2 会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、梶村 傳委員さんと末澤 進委員さんのお二人を指名いたします。よろしくお願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3 議事に入ります。

会議次第3 (1) 報告事項

議長（増田会長） まず、(1)の報告事項でございますが、報告第7号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、報告第7号について御説明いたします。座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをお開き願います。

報告第7号高松市・国分寺町合併協議会幹事会部会規程の一部改正についてでございます。

この幹事会部会規程につきましては、去る2月3日に開催いたしました第1回の会議におきまして、議案事項として提案し、御承認をいただいているところでございますが、去る4月1日付けで高松市の組織機構の見直し等が行われましたことに伴い、幹事会部会の委員構成を改める必要が生じたことから、同日付けで幹事会部会規程の一部改正を行いましたので、御報告するものでございます。

一部改正の内容でございますが、部会の組織等について定めております、幹事会部会規程第1条及び第3条関係の別表の全部を改めるものでございまして、次の資料の2ページ

から4ページにかけまして、改正後の別表を記載いたしております。2ページから4ページにかけて記載しておりますのが、改正後の別表でございます。

なお、5ページからは、参考資料といたしまして、この新旧対照表を添付いたしております。記載のとおり、5ページですと企画財政部会でございますが、この企画財政部会の新旧対照表のうち、変更委員のところには下線、アンダーラインを引いております。この下線部分が今回変更となったところでございます。5ページには企画財政部会を書いております。次の6ページには、2の市民部会と3の環境部会、それぞれ変更になった箇所にアンダーラインを入れて記載をいたしております。次の7ページは、都市開発部会と文化部会でございます。以上、五つの部会で、下線を引いております部会の委員に異動があったものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第7号についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第7号につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、報告事項につきましては、これで終わらせていただきます。

会議次第3 （2）協議事項

議長（増田会長） 次に、（2）の協議事項に移ります。

協議第1号合併の方式（協定項目第1号）についてを議題といたします。

なお、協議第1号につきましては、第1回会議で提案及び説明を行い、第2回会議において質疑及び協議を行いましたが、意思集約を図ることができず、継続協議の取り扱いとなっております。

それでは、協議第1号について、改めて提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第1号合併の方式（協定項目第1号）について御説明いたします。

資料の8ページをお開き願います。

協議第1号につきましては、第1回会議で新設合併と編入合併の両案を併記して提案し、第2回会議において質疑、協議を行いましたが、意思集約を図ることができず、継続協議となっているものでございます。

その後、この協議第1号について、去る4月1日に開催いたしました幹事会において協議いたしました結果、提案内容の変更はございませんが、提案いたしました二つの案につきまして、その趣旨を御理解いただくため、合併の方式に関する一般的な考え方を、先進地域の事例を参考に追加記入させていただいたものでございます。

まず、案1の新設合併について御説明をいたします。

9ページをごらんいただきたいと思います。

案1でございますが、「高松市及び綾歌郡国分寺町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。」というものでございます。

その考え方といたしまして、そこに記載しておりますように、「平成の合併では、地方分権の進展に伴い、地方自治の更なる確立のため、合併により今までの概念にとらわれない新しい地域を創り出していくことが求められている。このようなことから、新市を一体のまちとみなし、新市の均衡ある発展を目指すためには、対等な立場に立って、合併特例法のメリットも踏まえる中で、総合的・一体的な視点から公正・公平な合併の協議をすることにより、両市町が有する優れた地域特性や歴史文化を生かしつつ、様々な都市機能や都市サービスを相互に連携・補完する魅力あるまちづくりにつながるものと判断し、現在の高松市と国分寺町の区域をもって新しい市を設置する「新設合併」を選択することとする。」というものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

10ページ、案2の編入合併について御説明いたします。

案2でございますが、「綾歌郡国分寺町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。」というものでございます。

その考え方といたしまして、「高松市と国分寺町の人口を始め、地方公共団体としての行政権能や行政組織体制、財政規模、その他都市機能などにおける両市町の相違の現状、また、住民の日常生活や行政・経済・文化など、様々な分野における相互依存等、密接不可分の関わりと影響を持ち合う中で、高松市を中心都市とした生活圏・都市圏を形成していること、さらには、合併特例法のメリットを受けるための効率的・効果的な対応など、総合的、大局的に判断し、現在の国分寺町の区域を高松市に編入する「編入合併」を選択することとする。なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。」というものでございます。

なお、11ページ及び12ページには参考資料をつけておりますが、第1回会議で御説明いたしたものでございますので、本日は、説明を省略させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第1号につきまして、御質問、御意見等がございましたら、どうぞ御発言を願います。

岡西委員 町議会の岡西でございます。

先般、高松市と香川町さんの合併協議会の様子が新聞に報道されておりました。その中で、香川町さんは編入合併を認める条件として、合併後のグランドビジョンを提出してほしいというような意味のことが載っておりましたけれども、私としても全く同感であります。それに関連すると思うんですけど、今度、高松の市役所には、庵治町さんが入りますと、六つの看板が並ぶことになりましてけれども、ずっとこのまま、これで最後まで行くのか、それとも、ある時期を見て、それを二つにするとか、一つにするとか、あるいはまた、三つにするとか、そういう考えがとおりになるのかどうか、会長さん、また高松の委員さんのお考えをお聞かせいただきたいと思うんです。

議長（増田会長） 合併協議の中で建設計画というのがありますが、そこでビジョンというのが具体的にははっきりすると存じますけれども、今、塩江町との合併協議会の中でも建設計画の総論の部分でそういうビジョン的なものを、将来像を示すということになっておまして、今作成中でございます。今後とも、各町との合併協議会の建設計画の策定状況を踏まえる中で、共々に意見を出し合っただき、都市圏域を見据えた将来像について集約、整理をすることが必要であると考えております。

また、各合併協議会の合同会議の考え方でございますけれども、それぞれ合併協議の相手方とのいろんな事情が違いますし、時期的な、進行状況等も違いますので、なかなか難しいところはありますけれども、機が熟せば、関係する合併協議会委員による合同会議の開催であるとか、圏域の将来のまちづくり等についての意見交換や協議、調整を行う、そういう場はつくることがいいのかなと思っております。今後、合併協議における連携と整合性には十分留意していきたいとは考えておるところでございます。

そういうことでよろしゅうございますか。

高松市の委員さんから何かございますか。どうぞ。

梶村委員 高松の梶村でございますが、グランドビジョンを示すという話はよく出る話でございまして、高松の議会の中でもいろいろと、先に高松市が、将来合併が想定できる

圏域全体を示すビジョンを示すべきではないかという意見も、議会の中では間々ある意見であります。

しかし、今、合併の協議をする段階で、どういった、国分寺なら国分寺の町民の皆さんが描いているグランドビジョンと、高松の皆さんが考えているビジョンとが一致するかどうかということがはっきりまだわからない段階で、高松なりの絵をかいたところで、それが受け入れられるかどうかというものははっきりしない。それよりは、協議会をずっと進めていく中で、しかも具体的な建設計画というものを、具体的な協議を進めていく中でそういうグランドビジョンを掲げていく。特に、編入合併か新設合併かという話になると、新設合併ということになると、高松市と国分寺全体を書いた、先ほど説明がありましたような建設計画になるんでありまじょうが、編入合併ということになると、特に国分寺地域をどのような形にしていくかという形に重点を置いた建設計画を立てることになっていくと思います。

いずれにしても、私たちとしては、そういう議会の中でいろんな意見があるんですが、今、一番先行してる塩江町との合併協議会の中で、高松と塩江という町はどういうまちづくり、役割分担をしていくかということを、具体的に、塩江町の皆さんにもお示しすることができる、高松市民の皆さんにもお示しすることができる、そのことがその周辺の香川町の皆さん、香南町の皆さんにもお示しすることになるんじゃないかと思って、今、一生懸命、塩江町との建設計画の協議に臨んでいきたいというふうに考えておりますので、ぜひ、そのところはですね、御理解いただけないものかと思ひます。

議長（増田会長） ありがとうございます。

どうぞ。

川染委員 町議会の川染でございます。

国分寺町は高松市を中心とした生活圏域にあり、生活、行政各般において相互依存、協力の関係にあることは、基本的には、理解をしております。前回は申し上げましたが、国分寺町の将来の活性化や発展を考えると、新設合併が望ましいと思ひます。名称を高松市とし、現在の市庁舎を利用することは認めますが、私たちの国分寺を含めた新しい高松市をつくるという考えのもとに、新設合併の方向で、方向に向けて進めてもらいたいと思ひます。

以上。

議長（増田会長） ほかに御意見ございませんでしうか。

どうぞ。

菰淵委員 高松の菰淵です。

これ、合併の方式で、いろいろ入り口で、もめておりまして、もめておるといふか、論議をしておるわけですけども、高松の側から言わせていただきますと、不思議でならんことがたくさんあるんです。町民の皆さんの民意で協議会が設置されて、それを反映されたこの協議会なんですよ。ところが、今、発言されておられます川染委員さんとか、前回から新設合併を主張される議員さん、それともう一つは、御存じのとおり、綾歌3町との二足のわらじを履いて協議会に臨んでくるということ、これはいずれやっぴりはっきりせなければならん問題だろうと思うんですよ。だから、これ、きれいごとと言ってもいかなのでね。町民の民意を尊重するか、議会の意向でそうやって3町といくのか、これは僕らが言うより、国分寺町側がきちっと判断してこんど、高松側の委員としたら、二足のわらじ履いて、どっちへウエート置いとんのですかと。それで、皆さんは、町民から負託されて選ばれた議員さんが、町意を反映せん発言をされるということは、僕ら、物すごく不思議な現象やと思うとんですよ。

それで、きょうは僕らはずっと言っとるとおり、ほかの町ともやはり編入で、それと先ほど梶村委員さんからありましたとおり、少なくとも各町がグランドビジョンを必ず言うてまいります。ですけど、編入合併の方が、そりゃ高松市との整合性もありますけれども、国分寺町のグランドビジョンの使える予算的な額は比べ物にならんぐらい大きいんです。そういうことも、ぜひ町民の皆さん方にも理解してもらおうし、議員さんはわかつとんやから、それはやっぴり言うてもらわないかん。

ただ、町長さんとか議長さんとかは失職します。ですから、高松でもアンケート調査をとったら、自分の地位保全のために物を言う、そういう人たちは何を考えとんやという、アンケートの結果、厳しい批判を受けとります。ですから、きょう僕は、委員として新設やという声が出ると思うてなかつたですよ。特に、町長さん、議長さん、この点についてどうですか。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

宮崎委員 国分寺の宮崎です。

あくまでもこれ新設、編入、ここにきょうお示しになっておるように、やはり新設であれば、我々の、ここに「優れた地域性や歴史文化を生かしつつ、様々な都市機能や都市サービスを相互に連携・補完する魅力あるまちづくりにつながるものと判断し」ということ

で、いろんなことに、我々の意見がある程度反映されるということを願って、皆さんは新設という希望を抱いとんですよ。だから、絶対的な新設というのではないんだらうと思えますけれども、できれば、願わくばということで。ただ、そんなに、おたくが言うように、我々は自分らの議員の立場がなくなるからそんなことを言ってるんじゃないんですよ。

それよりは、まず逆に、私、お聞きしたいのは、前回2点お聞きしたんですよ。そのときに、1点目は条例とか規則については、会長さんの答弁で、編入であれ何であれ、この項目については、そういう方式にも全くとらわれることなく、すべて今後協議会で決めることですからと言われました。この件については、協議会で決めることですからということですので、私なりに理解しております。ただ、今言われたように、自分の議席がどうのこうのというよりは、そのときに議員定数について、私、編入する議員は在任ということで、編入される議員はこれ失職する、これは当然のことを書かれとんですよ、編入合併であれば。そのときに私が申し上げたのは、皆さん方はそのまま高みの見物するんかということをお聞きしたときに、特に梶村議員さん、森谷議員さんは、そんなことないと声を上げて申されました。これは事実ですね。そういうところで、まず、そのお二人さんに、今、そんなことないということについて、考えなり、意味と考えをちょっとお聞きしたいんです。

議長（増田会長） どうぞ。

森谷委員 高松の森谷でございます。

前回のときに、もちろん、ここにもございますように、やっぱり論議していく、そういう中にはもちろん対等でやっていくと。編入になってもやっぱりそういうことは当然あり得ますし、塩江町なんかの例を見てても、やっぱりそういう対等で論議をしているということ私には申し上げたつもりでございますし、たとえそういう編入合併という形、名前はこれ新設か編入かというわけですから、いずれにしてもいろんな条件をあれすると編入という形を支持申し上げたわけですけども、もう皆さんのおっしゃるとおり、論議の中においては、当然、対等にそれぞれの立場を尊重しながら協議していくということを申し上げているわけでございますので、これはもう今後も、またほかの町との話の中にも、既にそれが進んでおりますし、その例が塩江町さんとそういう長い、回数を重ねているということをお知らせしましたんで。今後とも国分寺町さんとも本当にそういう意味で新しい市になったときには、そういう形で新しいビジョンを掲げて、それぞれがいいところは出し合って、お互いが本当に尊重できる部分は、それをまた尊重しながらいこうという意味で申し

上げてるんで、これは当然のことやと思いますし、今後もそういう気持ちで私どもはかかわっているつもりでございますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

梶村委員 梶村でございますが、今議長さんからもお話しされて、ちょっと今きょとんとしとるんですが、ちょっと質問の趣旨が十分飲み込めてないんでありますが、原則的には御案内のとおりで、編入合併の場合は、当然、国分寺町の議員の皆さんは失職をすると、高松の場合はそのままだと、こういうことになりますね。しかし、特例措置の方で在任期間の延長という措置は、御存じのとおり、あるわけでありまして、それから、そのほかの仕組みの問題でも我々が知恵を出し合うことによって在任期間とかあるいは定数の問題にしましても、他の寒川町のような、例えば寒川町のような形をつくらないための措置とか仕掛けとか、そういったいろんなものを、知恵を出し合うことができるというふうに私は思っております。

ですから、この協議会というものが、入り口の新設か編入かということだけにとらわれて、その入り口論争をするよりは、具体的な協議をする上でそういった知恵を出し合うことで協議を進めていく、そのことがつづまるどころ、町民の皆さんの意思の反映につながっていくのではないかというふうに、非常に期待をいたしております。そういうふうに、ぜひ、ひとつ御理解をいただけないかというふうに考えております。

なお、そういう意味で申し上げれば、私は前回の協議会の中で、ほぼ会長さんの方で集約して、ほぼ皆さんの御意見は出尽くしているというように受けとめておるわけです。ですから、先ほど菰淵委員の方から話があったんだと思うんですが、ほぼ委員の皆さんの意見は出尽くしておって、そして会長の方で集約してもいいんじゃないか、大方の意見ということで集約してもいいのではないか。けども、もう一度皆さんの気持ちというものを大切にしながら、次回に集約を図った方がいいのではないかということで、きょう第3回目の協議会を迎えているというふうに、私どもは理解をいたしております。したがって、そういう意味からいきますと、先ほどからお話があるようなことについては、少し、ちょっと意外な気がいたしたわけでありまして。ぜひ、ひとつそのところは御理解いただきたいもんだというふうに申し上げておきたいと思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

宮崎委員 宮崎です、国分寺の。

先ほどそれぞれ言われたけど、やはり私がそういうお互いに、私の方も議会は失職する、

だけど本来なら、あんた方は高みで見物、見よんですかという意見に対して、何も定数を減らさずにそのままですよということでお話ししたんです。そのときに、ここで声が出ております。そして、議事録に載っておりますから心配ございません。

それから、会長さんが申されとんですが、「議員定数であれ、どちらの条例を適用するかということについては、すべてそういうことであらう」と、「この方式を決めたら全部そっちに強制的に行ってしまうとか、そういうことは全くないんですからね」と、そういうところをちょっと誤解されとる」ということなんですけど、これちょっと僕は意味が解釈できないんですけどね。そして、森谷議員さんは、「今のことにに関してですけど、本当に、今、会長さんの方からそういう御発言があったので、同じことを言いたいと思ってたんです」という御発言もなさっておるんです。だから、そういうことが定数について、議員定数であれ、条例を、どちらの方式が決まっても、どちらの条例を使ってもよいということを会長さんが発言されとんです。だから、これおかしいなと思って、僕は、再確認の意味で、お聞きしとんです。

議長（増田会長） そんなことは言ってないはずですがなあ。

宮崎委員 いや、議事録なんですよ。言ってないっていったって、これはおたくの議事録なんですからね。

〔「高松の議員の定数のことですか。」と呼ぶ者あり〕

宮崎委員 いや、それは何も言ってない。議員の定数であれなんであれ、条例を適用するということについてはすべてそういうことであらうと、この方式を決めたら全部そちらに強制的にいつてしまうとか、そういうことは全くないんですからねと、こう言っとる。こうして決めたら、本当言ったら、私の考えですよ。私の考えでは、編入方式を選べば我々議員は失職する、それで編入される、もとの議員は在任すると。後は、今後、特例、増員ですか、ここに載っておる増員選挙というんか、市町のそれぞれの議員を選んで、何人かという定数を決めて、それは、それによってそういうもの、その会議の中で、協議の中で認めた場合にそれができるだけであって、あくまでどんなことがあろうとも、今の、編入する、高松市議は何ら変更ないんですよ。お互いに痛みを分け合って、この際もうあれするかというたら、そんなことはないから皆さん方は平気で物を言っとんですよ。そういうことで増員であれ、もし増員であった場合にですね、これ先般ですかね、香川町の合併協議会だよりの中に出ておりますけど、高松市の議員はそのまま在任し、香川町の議員は失職すると、そして次のいずれかを適用することができると。香川町に選挙区、定数3

人を設けて増員選挙を行うことができると。それと、まあ言う、在任期間の。これはもうとてもやないけど無理な話ですね。今の40人に十何名が加わって議員を構成するということは、議会を構成するということは。それは無理なんですけど、この理由はもう、私は言いませんけれども、そうすると今五つの町、これそれぞれ合併協議会を持っております。それを、それぞれの町の定数を計算しますとね……。

議長（増田会長） ちょっと、これは合併の方式と全然関係ないことですよ。合併の方式は……。

宮崎委員 いや、いや……

議長（増田会長） だから、あなたが言っておるのは、合併の方式が決まるまでに、それを決めなきゃおかしいということと言ってますか。

宮崎委員 いや、いや。そういうことじゃない。

議長（増田会長） じゃ、ちょっとその話はちょっと……。

宮崎委員 全部……。

議長（増田会長） いやいや、私が合併の方式で決まるとこと以外のことを言ったつもり全くないです。合併の方式が編入になれば、今言ったとおり、こちらは失職して、こちらはそのままというものはっきりしてますよ。それを私がどうこうできるやいう発言を一切しとるはずがないですよ。そんなこと法律でできることないんですから。それを私が発言したとあなたおっしゃりましょう。そんなことは絶対ありませんよ。

宮崎委員 これは前回の2回目の議事録に基づいて、今、お話ししとんです。

議長（増田会長） 合併の方式について、議論をどんどんしてください。合併の方式、どちらに賛成か、反対か、その理由を。どうぞ。

森谷委員 だから、先ほど来、条例っていてもたくさんありまして、やっぱり議員定数の条例のみを、議長さんは何か先ほど来からおっしゃってるようで。私、会長もそうやと思います。私が前回も今回も発言させていただいている部分は、もちろんそりゃ定数のこと云々ということも、一応、含まれているんかもしれませんが、私が申し上げたのは、やっぱり協議としては対等の協議という部分で申し上げたんですから、例えば、高松のいろんな形の条例、定数以外の条例、国分寺町さんの条例とか要綱とか、いろいろお互いにいいところは残していけばいいという意味で、私は申し上げたんですから。定数条例に関して言ったわけじゃないので、それちょっと誤解があると思いますから、ここではっきり言わせていただきます。

議長（増田会長） どうぞ。

宮崎委員 会長さんが言うた後に、「全くそのとおりです」と……。

〔私語する者あり〕

宮崎委員 いやいや、そのとおりですということを言っておりますからね。すべてを同じような考えだということで、私は述べただけなんです。

議長（増田会長） 基本的に協議は対等でやるということ、私は述べておるんでありますね……。

宮崎委員 私はその前に……、いいですか。

議長（増田会長） はい。

宮崎委員 条例とか規則については、それなりの理解をしておりますということをお話しておるんですよ。だけど、定数については今後どうするんですかと、それによってね……

議長（増田会長） ちょっと待ってください。定数はもう法律で決まっていますから。

宮崎委員 それをあえて……。一遍、会長さんもまた読んでください、議事録を。

議長（増田会長） ちょっと、じゃあ事務局から議事録について説明させます。

事務局長 事務局から前回の会議録の表現について説明をいたしますが、増田議長、会長の発言については、前段部分でいろいろありますが、そういう協議については、「編入であれ何であれ、この項目」、この項目ですから合併協定項目ですね、「そういう方式に全くとられることはない」と、「すべて今後協議して決めることですから。」ということで、句読点、丸があります。「その議員定数であれ、」で点があって、それが一つの語句です。「どちらの条例を適用するか」、これが一つの語句、「ということについては、すべてそういうことでいく」、そういうことというのは今後協議して決めるということ。協議して決めるやり方については法令等に基づいて、あるいはこの合併協議の中で協議をしていくんだというふうに解釈するのが、この文章表現としては妥当ではないかなというふうに、事務局としては解釈をいたしております。

以上です。

議長（増田会長） はい。

菟淵委員 高松の菟淵です。

宮崎議長さんは、私の御質問にお答えせんと、前回の何を引き出されて、それは今までそうやって論議されましたからよしとして、私が質問したことについてお答えをお願いし

たいと思います。

宮崎委員 もう一遍、言うてください。すみません。

菰淵委員 ほんなら要点だけ言いますと、まず二つの協議会有一些点についてどういうふうにお考えになっておられるかということと、それと、この協議会が町民の発議によって成り立っている協議会でありまして、その意義についてどうお考えですかということ、きょうもたくさん町民の皆さん方がおいでですから、議長さんと町長さん、お答えいただいたらと思います。

議長（増田会長） どうぞ。

宮崎委員 確かに、この二つの協議会を持っております。議会が決めた協議会と住民発議による協議会、これはどちらかということではなくて、これは今協議会を進めていく中で、どちらがメリットがあるか、デメリットなのか、これが一番わかりやすいんじゃないかなと。そういうことで、住民の皆さん方も本当にどちらがいいのか、私らもわかりません。だから、協議会をするのは一つで決めるよりは逆にいいのかなと。住民の方もそういう意向があったんだろうと思うんですよ。だから、両方進めるのは何らおかしいことはないと思いますし。

これ、特に、住民の発議によってできたことは当然わかっております。だから、民意を反映して、それは両方の意見を聞いて、本当に高松市と合併したらいいのか、住民にとっていいのか、それとも3町がいいのか、まだ私らには結論も出ておりませんし、まだこれから進んでいく中でそういうものが出てくるだろうとっております。何らそれがやましいとかというもんじゃないと、私は理解しておりますけど。

議長（増田会長） どうぞ。

菰淵委員 まあ、それぞれ人、考え方がありますから、それは議長さん、議長さんの考え方として受け取っておきます。

それでは、ひとつ突っ込んでお聞きしますけれども、いわゆる各町で持てない部分、自主的にやれない部分、いわゆる下水道とかごみとか、いわゆる広域行政と言われておりますけれども、消防もそうですけれども、この点について議長さんはどういうふうにお考えですか。

議長（増田会長） どうぞ。

宮崎委員 広域行政については、皆さんも御存じのとおりだと思います。自治法284条、それぞれの町がお互いに少ないお金で多くの物を一緒にやろうと、共同してやろうと

ということで、それぞれの議会が議決をし、知事の承認を得て、やっておる事業だと思っております。これは大変いいことだと思っております。一つの町で、単独でごみ焼却場をつくるというのは大変だろうし、市の方にしたって本当に困るだろう。それはできない事業だと思っております。だから、自治法284条にはっきりと明記されております。これは私はいいいことだと思っておりますし、今後、お互いに続けていきたいと思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

菟淵委員 二つの合併協議会で、この点についてはですね、この三つがいわゆる基本的な、合併するか、せんかという、これからの基本的な大きな筋になってくると思うんですよ。その場合に、3町で、それでは消防行政一つとってもですね、どれだけの費用負担になるかということがわかりですか。広域行政で今やっとするからまあまあいけとるけれども、ほんたら、綾歌3町で自主的に消防を、高松からのいて、どれだけの負担になるかということ、議長さん、考えになったことあるんですか。

議長（増田会長） ちょっと委員さん、これもちょっと合併方式と離れておりますので、もうこのぐらいにしてもらいます。

はい、どうぞ。

梶村委員 今、話がちょっとあらぬ方向にいきよるんで、少し軌道修正をしなきゃいかんと思っております。やっぱり合併協議会の背景はいろいろありましたが、せっかく同じテーブルに着いて協議を進めていこうということなんで、議長さん、議長さんの御意見あるのは、私はもう十分、前回の協議会でも拝聴しておりますし、委員の皆さんもそれぞれ御発言なさいまして、先ほども申し上げましたが、大方の御意見が出尽くしたというふうに私は思ってるんです。

ところが、そこはそこで、ここの協議の進め方として全会一致が原則、少なくとも大方の意見で会議を進めていくという立場があるから、あそこで、第2回の会議の終了時点で、ほぼそういう形でまとめてもよかったんじゃないかと私は思っています。ところが、会長さんの方の議事の取り運びの中で、もう次の方に任そうでないか、ゆだねようではないかという形で、私、きょうを迎えていると思っておりますし、そのことを受けて幹事会もあつたと思っておりますので、できれば国分寺の委員の皆さんの方で、この合併方式について、やっぱりもう一度どのように考えているかということ、まだほかの方の御意見がありませんので、本当にそういうことならもう一遍意見をお互い言ってもらわないけんし、ほぼ意見がまとまっておるならそういう形で、何らかの形で意思表示をしていただいて前へ進め

ていくという形をしていかないと。二足のわらじという話もありましたが、二つの協議会があることについての是非はいろいろ意見があると思います。それは横へ置いておいて、この高松と国分寺の合併協議会の今日まで議論を積み重ねてきたことを、非常に尊重する立場で協議を進めるように、会長さんに、ぜひひとつお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（増田会長） そういうことで、ちょっとじゃあ、お二人の反対というのも……、反対というか、新設合併を主張されるお二人はわかりましたんで、その他の意見をちょっとお聞きしたい。

宮崎委員 そんなようなことは言っておりません。ただ、前回のものについて、もう一度確認をしておるだけで、我々がもう最終的に新設合併をとということではなく、やはり編入合併にしる、やはり、こういうことは話の中にあつたということを強調して残しておき、それらをやはり意見として通すことができるような立場におるような現状にしておきたいという思いがありまして、決してね、私たちが望むのは本当は新設だけど、編入合併に仕方ないという考えでおるんですよ。だから、そういう考えでおるけど、我々としてその意見をやはり皆さん方に本当に尊重してもらうように、この議事録には確かに、まだ、林、何言うんですかね、林さんね、あの人言よったけど、全部読まなんだ。読まなんだか、読めないか、ちょっと知らんですけど……、ちょっと待ってくださいよ……。

議長（増田会長） どうぞ。

三笠委員 ちょっと議長、その議事録というのは大変大事なんですよ。だから、本当に議長がその議事録を十分に、みんな、議長の話と、うちの解釈と、これはもう今話し合うたら違いますわな。だから、そういう大事なことであれば、当然、この議事録をコピーしとずうっと渡して、ある程度我々も共通認識を持ちながら、その中へ入っていくということではなかったらね。

ただ、確かに議長が言われよる中身の問題、我々も今確かに理解に苦しんでおりました。それをやっぱりきちっと出して、それで共通認識しながら議論の中へ入っていくという形を出していただく方が。心配りの議長にしては珍しいわなと、こう我々思いよんですがね。そうしなければ、やっぱりこれは後々解釈の違いで、うちの森谷委員も言よったように、やっぱりこれは対等な立場、それで会長が言うたこと全部これ違うんでは、やっぱり議長、ちょっとそのあたりは我々理解に苦しむところやけども、しかし今後の問題があるから、今後の問題あるから、そういうことがあるんではあれば、やっぱり疑問な点は事務局なり、

またコピーで最初にきちっと我々に示してもらいたかったというのが、議長、我々の強い要望ですわ。

それでなおかつ、もうついでに言わせていただきますと、確かに議長がその話で、今まで話は出したけれども、しかしこのやっぱり新設か編入かの中で、そりゃ皆さんのおっしゃるんはわかりますけれども、しかしこの入り口論からこういう議題で話をできますと、やはり中のいろんな建設計画の中身に入っていくにくいというのが、皆さん共通の認識だろうと思うんです。そこで、私どもはこれは入り口論からこういう話を出すのであれば、これはやはり非常に厳しい思いをし、またその中身を精査していく中で、やはり議論が噛み合うということは非常に難しいと、そういうふうに考えております。

そういう中で、国分寺町の副会長さんに、正直言って、僕は本音言います。もうこの入り口論について、一回、議会なり、町民の皆さん方に案を示されたらどうですか。そうでなければ、もうこれ以上ここが、話に入っていくといたって非常に難しいです、本当に。だから、当然3町の会長さんが、国分寺の町長さんが会長やから、そういういろんなしがらみやいろんな面はあるでしょう、確かに。それはわかります。わかりますけれども、そういう、非常に3町が先行しておるといっても我々新聞情報ではわかっておりますけれども、これはもう入り口論からこういうふうに行く、非常にもう先行きは思いやられずんで、議会なり町民の皆さんに、一回、それを諮られたらどうですか。それでもう、新たにやっていくべきだと、私は個人的にそう思いますが。

議長（増田会長） どうぞ。

福井副会長 国分寺町の福井です。

この高松市との合併協議会の入り口の問題については、もう私としては、議会の方へ、それから、またきょう出席されております委員さんの前でも、現実的には編入という形式をとらざるを得んだろうと、それはそれでもいいではないかと。ただし、その中身の協議に入った段階では、当然、対等の立場で協議をさせてもらおうと。したがって、町がいろいろ今まで積み重ねてきた住民サービスの状況や住民負担の状況、それから高松との協議をする段階で、住民が大変心配するだろうと思うんやけれども、庁舎の、当然本庁舎は高松市になる、理解できますから、じゃあ私たちの町がどのような機能を持たせてくれるような庁舎の存在になるのか、非常に心配なこともあると。そういうようなことをしっかりとこの協議会の中で議論をしてほしいということは、議員に話をしてあります。

もちろん、議会の合併対策特別委員会でも、新設、新設という言葉は私は一言も言うて

ございませんので、当然入り口についてはもう、再度申し上げますけども、編入という形であって、しかも中身は対等の立場で話をさせてほしいと、その中で私の町としては、いいものをやっぴり築き上げていこうと、それができなければ、そこでまた考え方が変わるかもわかりませんが、ぜひ私の町の長期総合振興計画も立てておりますし、もうそれも建設の途に入っておるもんもありますんで、そのようなことも実現にやっぴり向けていかないかんと、そういう思いでありますんで。

私はもう、議長やみんな、心配なんか、早、協議の中身に入っていくようなあれでやっておりますけども、議員の問題でもこれは協議の中で決めることであって、まず入り口を決めていかなんだら、そんな協議もできんというように思うんです。恐らく、住民投票で民意をあらわしたという方も、十分議論をされたかどうかは別として、その中身は早く知りたいと思うんです。そんなことをどんどん出せば、おのずから判断をし、お互い議論ができるということになるうかと思えますんでね。できたら、私どもの町の委員さんをお願いしたいんですけれども、私が常々言っておりますように、編入という形をとっていただいて、早く議論に入っていただく。それで、しかも中身をやっぴり高松市との対等の立場で、もろもろのがたくさんあると思います。項目挙げれば2,000項目ぐらいあると言われておりますんで、その中身を、やっぴり町としてはしっかり築いていってほしいなという気持ちでおりますんで、よろしく願いいたします。

議長（増田会長） どうぞ。

岡西委員 今、町長が言われたとおりで、この問題は今回でクリアしようという考えで大半の委員は来とると思うんですけれども、先ほど来、菰淵副議長さんが言われるように、やれ二足のわらじがどうのとか、委員の保身がどうのとか、そういうことを矢面に立ってこられるとつらいものがある。うちの町は、町民の皆さんも考えが二分しておりますんで、二つ返事ではいいいというわけにもいかないので、いろいろと意見を出しよるわけですから。この問題はもう今回でクリアせないかんとこの考えは皆さん持っておると思うんです。そういうことです。

議長（増田会長） ありがとうございます。どうぞ。

福井副会長 今、岡西委員がおっしゃったんですけど、先ほど菰淵委員ですか、何か自分の地位保全のような感覚でと、町長や議員はと、こう言われたような気がするんですけども、そないなことは決してございませんので。そんな、地位の保全のために合併を議論するという、そないな情けない話であるんだったら、私は憤慨しますよ、それは。

菰淵委員 しかと、承っておきます。

福井副会長 はい。それからまた、早、入り口のところで広域行政はどうするのとか、あるいは消防の問題はどうするのとかというような、これは議論に入ってから話じゃないですかと思うんですよ。

議長（増田会長） はい。

宮崎委員 この議事録、皆さん、案外、国分寺町の合併に対して関心がないんですかね。私ら、もういつ出たんや、議事録出たんやと。これインターネット出したんです、きのう。ほいで、きのう出してきとんですからね。

三笠委員 それは、やっぱり何ぼ……、そら、興味あるだんな。一番持っとんやけど、そりゃそんな言うたらいかん、そなあ言うたらいかん。だから、それはやっぱりこういう公式な場においては、やっぱりそれはきちっと書類を、議事録なら議事録を出して、それでやっぱり吟味して、それでお互いに理解し合わなんだらね、し合わなんだら、やっぱり議長も納得せんし、我々も納得できんがな。そういう意味合いでお願いしたわけ。そう理解しといてください。

宮崎委員 はい、わかりました。私が出すというのか、本当は、事務局が、これ皆さんにお配りするんが当然なんです。これ、前回の議事録なんですから。私らはやっぱりそういうようなことで心配して、毎日、おい出たんか、出んのかとって事務局の者に聞いて、出たのが、きのうはもう出るとということで、それを引き出して持ってまいったんで、おたくらもね……、

〔私語する者あり〕

宮崎委員 はい。だから、できたら今後について、議事録については、事務局が先出していただいたら、これは私が出させたもんですから、皆さんにお配りするもんじゃないというもので、皆さんも十分のこと理解しとるといふふうに思っておりますので。

議長（増田会長） どうぞ。

森谷委員 森谷ですが、先ほど来からの、そういうちょっと少々行き違いだとかありますので、この協議会の中で、こういうかんかんがくがくとなった場合にちょっと難しい問題もありますので、私、先ほど来から、もっともっとふだんのコミュニケーションなんかも取っておれば、こういうのが事前に、いろいろともっと誤解のないような認識ができたかなというふうに思っておりますので、これからそういうコミュニケーションもよく取りながらいきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（増田会長） 大分、議論も出ましたので、私の方でちょっと集約させていただきますが、今まで、特に国分寺の委員さんがおっしゃったのは、とにかく、新設でなくて編入ということになると議論もリードも高松市にされるんでないかという非常に懸念が感じられる。その点につきましては、きょうの合併の方式が、たとえこの編入であっても、その考え方で、先ほど事務局から説明いたしましたように、ここにも書いておりますから、考え方のところをもう一度皆さんに見ていただきたいんですが、合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な協議を進められるよう、各委員の御理解と御協力を願いたいと私は思っております。こうすると、こう書いておるんでございますから、そういうことで、今後行くということを前提に、合併の方式については、この案の2の方になりますか、編入合併の方式にすることについて、この際、もう確認をさせていただきたいと思っております。いかがでございましょうか。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議がないようでございますので、協議第1号につきましては、案2の編入合併の方式とすることを確認いたしました。

会議次第4 その他（1）市町村合併関係3法案の概要について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、まず（1）の市町村合併関係3法案の概要について事務局から説明をいたします。

事務局次長（福井） それでは、市町村合併関係3法案の概要につきまして事務局から説明させていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

本日、会議資料とあわせて配付しております第3回会議参考資料をごらんください。

表紙の方に目次がございますが、この参考資料は、市町村合併関係3法案の概要と合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について取りまとめものでございます。

まず、市町村合併関係3法案の概要について御説明いたします。

1ページをお開きください。

国は、現行の合併特例法が平成17年3月末に失効した後のさらなる合併促進策を定めた、市町村合併関係3法案を3月9日に閣議決定し、国会に提出しました。この市町村合併関係3法案は、市町村の合併の特例等に関する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案、地方自治法の一部を改正する法律案から成ります。

まず、1ページの市町村の合併の特例等に関する法律案、いわゆる新合併特例法案の概

要について御説明いたします。この新合併特例法案は、地域住民の意向が行政に反映されるように合併市町村内に法人格を持つ合併特例区を設置できることと、都道府県知事に合併推進のための一定の役割を担わせるということが柱になっております。

まず、「1 合併特例区」をごらんください。

合併特例区は、合併に際して、合併関係市町村の協議により、合併後の5年以内に限り、旧市町村の区域、または複数の旧市町村を合わせた区域を単位として、特別地方公共団体としての合併特例区を設置できる制度でございます。

この合併特例区で処理する事務でございますが、(2)の にございますように、合併関係市町村において処理されていた事務の一部について、ある程度、独自の判断で処理することができるとなっております。例示といたしまして、集会所など公の施設の管理、地域振興イベント、コミュニティバスの運行などが挙げられます。

また、この合併特例区には、区長と合併特例区協議会が置かれます。

まず、区長でございますが、(3)にございますように、区長は合併市町村の長が選任する特別職でございます。

次に、(4)の合併特例区協議会でございますが、 にございますように、合併特例区協議会の構成委員は、市町村長が有権者の中から選任することとなります。

次に、合併特例区協議会の権限、役割でございますが、 にございますように、アとして、当該特例区が執行する予算などの重要事項を定めるときの同意、イとして、区域に係る重要事項を実施する場合の意見聴取です。

なお、この合併特例区には、課税を行う権限や起債を発行する権限はありません。

以上が合併特例区でございます。

次の2の「地域自治区の特例」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律案の概要で後ほど説明いたします。

2ページをごらんください。「3 特例措置等」でございます。

新合併特例法案は、 の合併特例債などの財政的優遇措置を廃止するとともに、 の普通交付税の算定における特例、いわゆる合併算定替についても、段階的に5年まで短縮することとしております。

また、 の下の枠囲みのアからコで記載しております、合併に関する障害を取り除く特例措置、すなわち、議員の定数及び在任特例や地方税の不均一課税、地域審議会などは、現行法どおり残すこととなっております。

次に、2ページ中ほど「4 市町村合併の推進に関する構想等」でございますが、これは都道府県知事に合併推進のため、一定の役割を担わずものでございますが、内容の説明は省略させていただきます。

3ページをお開きください。3ページの末尾「6 施行期日」でございます。

この法律は、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間の限時法となっております。

次に、4ページをごらんください。

市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法の一部を改正する法律案の概要でございます。

まず、「1 合併特例区」、これに関しましては、新合併特例法案で定める規定と同様に改正され、(2)に記載のとおり、平成11年7月16日から平成17年3月31日までに合併を行った市町村にも適用されることとなっております。

2の「地域自治区の特例」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律案の概要で後ほど御説明いたします。

次に、「3 現行合併特例法の経過措置」でございますが、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行った場合で、平成18年3月31日までに合併をしたものにつきまして、現行の合併特例法の規定が適用されるものでございます。つまり、合併の議決を経て知事に申請すれば、合併の期日が1年間遅くともいいと、そういうことになります。

次に、5ページをお開きください。

最後に、地方自治法の一部を改正する法律案の概要でございます。この地方自治法の一部改正につきましては、合併関連についてのみ御説明いたします。

1の「住民自治の強化等を目的とする地域自治区の創設」をごらんください。

地方自治法では、合併とは関係なく設置できる地域自治区の制度が創設されます。この制度は、(1)に記載のとおり、住民の自治の強化を推進する観点から、市町村全域において一定区域を単位とする地域自治区を、市町村の判断により設置することができるもので、合併特例区とは異なり法人格を有しません。地域自治区は、の市町村の事務を分掌する区の事務所と、の地域住民の意見を取りまとめ、行政に反映させる地域協議会とで構成されます。

地域協議会の構成員は、のアに記載のとおり、市町村長が有権者の中から選任し、イ、

権限につきましては、区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならないことなどが挙げられます。

また、区の事務所の長は、市町村の事務吏員をもって充てることとなります。

この一般的な自治体について設置できる地域自治区につきましては、合併に伴う特例がございまして、その内容は 印で記載しておりますように、事務所の長にかえて、特別職である区長を置くことができることと、区域の住所の表示に地域自治区の名称をつけることなどが挙げられます。

また、設置の手續は、通常は(2)に記載のとおり、条例により定めるものですが、市町村合併を伴う場合には、特例として、合併関係市町村の協議により定めることができることとなっております。なお、この協議には議会の議決が必要です。この特例は、新合併特例法案及び合併特例法の一部改正案の両法案ともに規定されることとなっております。

以上が市町村合併関係3法案の概要でございます。

7ページの方をお開きください。

この資料は、合併特例法の一部改正及び新合併特例法案により、現行の合併特例法の内容がどのように変更になるかを、参考として一覧表に整理したものです。

左端の現行法と中央の一部改正案の相違点について御説明いたします。

まず、上から2番目、対象市町村につきましては、一部改正案では平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、18年3月31日までに合併を行った市町村にも適用されることとなっております。

また、上から3番目の地方交付税の算定の特例、4番目の合併特例債、一番下の地域審議会につきましては、改正後においてもこれまでと同様でございます。

次に、上から5番目の地域自治区と6番目の合併特例区につきましては、新法案と同様の改正がなされており、合併に際し、地域自治区、合併特例区を合併関係市町村の協議により設置できるというものでございます。

ちょっと要点のみを、再度、御説明いたしますと、地域自治区は、地方自治法で規定され、合併に関係なく設置できるもので、地域の意見を取りまとめ、行政に反映させる地域協議会と、市町村長の権限に属する事務を分掌する区の事務所で構成され、法人格を有しません。ただ、合併市町村の場合は、設置の手續や特別職の区長を置くことができるなどの特例がございまして。

次に、6番目の合併特例区につきましては、地域自治区と異なり、法人格を有する区で

ありまして、特別職である区長、それから合併特例区協議会というものを置くものがございます。この合併特例区協議会には、予算の同意や重要事項を実施する場合の意見の陳述など、地域自治区の協議会にはない権能がございます。

次に、一部改正案と新合併特例法案の相違点について御説明いたします。

対象市町村につきましては、新合併特例法案では17年4月1日から22年3月31日までに合併した市町村が対象となるものがございます。大きな相違点は二つございまして、まず、表の上から3番目の地方交付税の算定の特例でございます。現行法や一部改正案では、地方交付税の算定の特例、合併算定替の特例期間が合併の行われた日の属する年度及びこれに続く10年度となっておりますが、新合併特例法案では、これを段階的に縮小するものとなっております。

具体的には、一部改正法案の適用を受けて17年度に合併した場合、特例の適用期間は10年度間となり、27年度まで適用されますが、新法案が適用される場合には、右端の欄にございますように、特例期間が平成26年度までの9年度間となりまして、1年度間短くなります。以下、表にございますように、段階的にこの特例期間が短縮されることとなります。

相違点の2点目は、新法案では合併特例債が廃止されるということでございます。

このように、新合併特例法案では、合併特例債や普通交付税の算定替において支援措置が廃止または縮小されることになるものがございます。

以上、簡単ではございますが、市町村合併関係3法案の概要についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件につきまして、御質問なり御意見等がございましたら御発言を願います。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （2）合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長（増田会長） また、後ほどよくごらんいただきたいということで、特にないようでございますので、次に（2）の合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について、引き続き事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から説明させていただきます。

先ほどの参考資料の表紙の目次をごらんいただきたいと存じます。

目次の項目の二つ目でございます。合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

でございますが、第1回の会議で御承認いただきました合併協定項目のうち、第2号から第10号、それと第25号の10項目につきまして、高松市、国分寺町の現況と先進地域の事例を掲載いたしましたものでございます。

これらの協定項目につきましては、今後、協議が調ったものから、正式な協議事項といたしましてこの会議に提案し、再度詳しい資料に基づきまして、御協議をお願いするということになっておりますが、あらかじめ、それらの協定項目についての認識を深めていただくということで、現況と先進地域の事例を紹介させていただくというものでございます。

なお、この資料につきましては、前回の第2回会議の参考資料ということで提出をいたしました但、時間の関係で説明を省略いたしましたので、今回、改めて、要点を説明させていただくというものでございます。

この参考資料の方の8ページをお開き願いたいと存じます。

8ページでございます。8ページの資料は、合併の期日と新市の名称、新市の事務所の位置につきまして、先進地域の事例といたしまして、最近合併をいたしました市及び既に総務大臣の告示があった市につきまして、人口規模等を考慮して、新設合併と編入合併、それぞれ5市ずつ抽出して整理したものでございます。ごらんのとおり、新市の名前、関係市町村、人口、面積、合併の期日等を記載して整理したものでございます。

続きまして、9ページをお開き願いたいと存じます。

9ページは財産の取扱いでございます。

ページの一番下の欄の概要をごらんいただきたいと存じます。

合併に際しまして、財産の処分を必要とするときは、協議して定める必要がございます。原則といたしまして、合併関係市町、高松市及び国分寺町が所有しております土地、建物、債権、債務などの財産は、すべて合併後の市町が引き継ぐということになりまして、公の施設についても合併市町の公の施設として設置していくということになります。

ただし、その財産を合併後の市に引き継ぐことが適当でないと、特別な事情がある場合には、協議によりまして地方自治法第294条の規定に基づき、財産区を設置することもできます。

その上側には、先進地域10市の事例を紹介いたしております。ごらんのように、いずれも新市または編入する市に引き継ぐことを基本といたしております。

以上が財産の取扱いでございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと存じます。

10ページは地域審議会の取扱いでございます。

先に11ページの参考資料の方をごらんいただきたいと存じます。次の11ページでございます。

地域審議会と申しますのは、そこに書いておりますように、合併に伴う行政区域の拡大等によりまして、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるのではないかとこの懸念があることなどを踏まえ、平成11年の合併特例法の改正により制度化されたものでございます。

この地域審議会は、(1)にございますように、期限を定めて設置しなければならないこととなっております。

次に、(2)の区域でございますが、旧市町村の区域を単位とするものでございます。

次に、(3)の任務、役割でございますが、当該区域に係る事務に関し、長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項について意見を述べることとされております。具体的には、その下に記載しているようなことが考えられます。

(4)の組織、運営につきましては、合併関係市町村の議会の議決を経て、関係市町村の協議により定めることとされております。

なお、10ページには先進地域の事例を紹介いたしておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上が地域審議会の取扱いでございます。

続きまして、12ページをお開き願いたいと存じます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いでございます。

まず、現況欄をごらんいただきたいと存じます。

議員の定数につきましては、自治法の改正によりまして、法律で定数の上限を定め、定数については条例で定めるということになっております。現在の議員数はそこに記載してあるとおりでございます。この議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、合併の方式により、その取り扱いが異なっております。次の13ページ、14ページに図でお示しをしておりますとおり、新設合併の場合には三つのパターン、次の編入合併の場合には五つのパターンが想定されます。

先ほど編入合併ということで御確認をいただきましたので、ここでは2の編入合併の場合について御説明をさせていただきたいと存じます。

14ページをごらんいただきたいと存じます。

14ページの、まずパターン2の でございます。これは地方自治法による原則でございます。

次に、その右側になりますが、パターン2の 、定数特例でございますが、これは編入される町に選挙区を設け、人口に応じた定数を増加配分できる制度で、この場合、増員選挙を行うこととなります。この場合、議員の任期は編入する市の議員の残任期間となります。

また、次のパターン2の のように、これに続く一般選挙まで、合わせて2回定数特例を採用することもできます。

次に、パターン2の の在任特例でございますが、これは編入される市町の議員の方全員が編入する市の議員として在任するものでございまして、在任期間は定数特例と同様に、編入する市町の議員の残任期間というふうになります。

また、パターン2の のように、この在任特例に加えまして定数特例を採用し、次の一般選挙で選挙区を設定するということもできます。

なお、もとの12ページには先進地域の事例を紹介いたしております。そこに記載いたしておりますように、それぞれ在任特例あるいは定数特例プラス定数特例、在任特例プラス定数特例というような特例措置を採用している市の事例でございます。

以上が議会の議員の定数及び任期の取扱いでございます。

続きまして、15ページをお開き願いたいと存じます。

15ページは、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いでございます。

まず、次の16ページの参考資料の方をごらんいただきたいと存じます。

農業委員会につきましては、農業委員会等に関する法律におきまして、1自治体につき1農業委員会が原則でございますが、農業委員会に関する法律、または合併特例法による特例措置として、二つ以上の農業委員会を置くこともできます。

次に、農業委員会の委員でございますが、その農業委員会の委員につきましては、その表に整理しておりますように、原則と特例措置がございます。そこに記載しておりますように、原則と、それぞれ特例措置がございます。

なお、15ページには、先進地域の事例を紹介いたしております。新設合併の場合と編入合併の場合、それぞれ先進地域の事例を紹介いたしておりますが、詳しい説明は省略させていただきます。

続きまして、17ページをお開き願いたいと存じます。

17ページは地方税の取扱いでございます。

まず、現況欄をごらんいただきたいと存じます。

個人住民税の均等割につきましては、前回の第2回会議の参考資料では、高松市が2,500円、国分寺町が2,000円と人口規模により差がございましたが、16年度の税制改正によりまして、人口段階別の税率区分が廃止となりまして、3,000円に統一されましたので、両市町の差はございません。

なお、残る2から8の税目のうち、3の固定資産税と5のたばこ税、6の特別土地保有税につきましては、両市町ともに同一の税率でございますが、その他の税につきましては負担に差がございます。

ページの下の方に、合併特例法における地方税に関する特例の説明を記載しておりますが、特例では、合併後、相互の間に地方税の著しい不均衡があるため、または承継した財産や負債の額について相互の間に著しい差異があるため、合併市町の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合には、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと、または不均一課税をすることができる旨、定められております。

先進地域の10市の事例では、このうち9市で不均一課税を行っております。不均一課税の期間も、合併年度のみが3市、合併年度プラス3年度が3市、合併年度プラス5年度が3市と、各自治体によりましてその対応が異なっております。

なお、先進地域の事例といたしまして、周南市、呉市、福山市の3市の事例を紹介しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

以上が地方税の取扱いでございます。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと存じます。

18ページは、一般職の職員の身分の取扱いでございます。

合併が行われた場合には、法人格が消滅する市町の一般職の職員は失職をするということになります。しかしながら、一般職の職員の身分は、地方公務員法の定めるところよりまして、一定の場合を除いて、その意に反して免職等をされないことになっておりますので、合併特例法では、その職員が引き続き合併後の市町の職員としての身分を保有するよう措置をしなければならないということになっております。あわせて、職員の任免、給与その他身分の取り扱いに関しても、公正に取り扱わなければならないと定められております。

先進地域の事例といたしまして、ここでは4市の事例を紹介いたしております。そこに記載してあるとおりでございます。

以上が一般職の職員の身分の取扱いでございます。

続きまして、19ページをお開き願います。

19ページ、最後の項目ですが、建設計画でございます。

まず、ページの下の方の概要をごらんいただきたいと存じます。

この建設計画は、住民が合併の適否を判断する材料となるばかりでなく、合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。さまざまな財政支援もこの建設計画を基礎として講じられることとなります。例えば、合併特例債を財源とする事業につきましては、この計画に記載されることが要件とされております。

また、住民発議により設置されました法定合併協議会におきましては、その設置の日から6カ月以内に、この建設計画の作成や合併に関する協議の状況を協議会設置請求代表者に通知するとともに、これを公表しなければならないということになっております。

なお、総務省の市町合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）では、住民意思の確かな反映、協議の効率的な進行に努め、協議会設置後1年程度をめどに、合併に関する具体的な判断材料を取りまとめ、これを明らかにすることが望まれるとされております。

次に、20ページをごらんいただきたいと存じます。枠で囲ってある部分をごらんいただきたいと存じます。

合併特例法では、建設計画の作成に当たって、そこに書いておりますような3点に配慮することとされております。

まず1点目は、合併市町村の建設を、総合的かつ効果的に推進することでございます。

2点目は、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ることでございます。

3点目は、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮することでございます。

次に、2の建設計画に盛り込むべき事項でございますが、建設計画の具体的な内容は、合併協議会において自主的な判断により決定をされるものでございますが、合併特例法の規定では、建設計画に盛り込むべき事項として4点を例示いたしております。

1点目は、合併市町村の建設の基本方針でございます。この部分は、合併の方式により取り扱いが異なるところでございます。計画の対象区域が新設合併の場合には、新市全体となりますが、編入合併の場合には、少なくとも編入される区域について、当該区域が合

併後において果たす役割及び位置づけについて定める必要があるものとされております。

2点目は、合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項でございます。この根幹となる事業でございますが、合併市町村が実施する事業はもとより、都道府県が実施する事業についても、適宜、必要な事業を位置づけるものでございます。また、建設計画に基づき実施される事業についてのみ、合併特例法による財政措置が講じられることから、合併特例債や合併市町村補助金などの活用を予定している事業につきましては、計画の中で明確に位置づけておく必要がございます。

3点目は、公共的施設の統合整備に関する事項でございます。支所・出張所の統廃合、小・中学校の統合など、合併市町村の公共的施設の統合整備について定めるものでございます。

4点目は、合併市町村の財政計画でございますが、一般的には、合併後おおむね5年から10年の間の期間で定めることが適当とされておりますが、計画策定に当たりましては、地方交付税、国、県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることがないように留意する必要があるものとされております。

19ページにお戻り願いたいと存じます。

19ページでございますが、ここには先進地域の事例といたしまして、新設合併と編入合併4市の事例を紹介いたしております。計画の趣旨、構成、期間につきましては、4市とも大きな相違はございませんが、計画の区域において差がございます。新設合併の場合、2市でございますが、新市全域を対象としているのに対しまして、編入合併の2市は、編入される町の区域を計画の対象といたしております。

以上で合併協定項目に係る現況と先進地域の事例についての説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （3）高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） はい。特にないようでございますので、それでは、次に（3）の次回会議の開催予定について事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議の開催予定について御説明いたします。

会議資料の方の13ページでございます。会議資料の13ページをお開き願いたいと存

じます。

(3)の会議の開催予定でございますが、次回の第4回会議につきましては、連休明けになりますが、5月6日の木曜日、午後1時30分から、場所は、次回は高松市役所13階、大会議室での開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項等を記載した上で、会議開催のおおむね1週間前に送付いたしますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

なお、会議の開催予定に関連いたしまして、本日資料として、今後の合併協議のスケジュールを参考ということで、別途、配付いたしておりますので、若干、説明させていただきたいと存じます。

1枚ものの資料でございます。合併協議スケジュールという資料がございますので、それをごらんいただきたいと存じます。

参考資料の前についております。会議資料と参考資料の間でございますが、1枚ものの、A4の横でございますが、合併協議スケジュールというのがございます。それをごらんいただきたいと存じます。

それをごらんいただくとわかりますが、左端に縦の矢印で記載いたしておりますが、事務事業等の現況調査の実施でございますが、これにつきましては、協議会の会議において、既に16年度の事業計画の実施項目ということで御決定いただいておりますが、先般の幹事会で、現況調査の方法等が決定されましたので、今後、各幹事会部会におきまして現況調査を実施してまいるものでございます。この現況調査でございますが、高松市が塩江町と設置いたしております合併協議会、この事例で申しますと、調査項目が約1,900項目ございまして、その調査には約2カ月程度の期間が必要となります。

次に、一番上の協議会の欄をごらんいただきたいと存じます。

協議会で合併の方式が確認されますと、その後でございますが、行政制度等の調整方針を決定するということとなります。そして、この調整方針に基づきまして、幹事会部会では現況調査が終わったものから、順次、事務事業等の調整を行ってまいります。調整が調ひ次第、随時、幹事会での協議を経まして、協議会に提案していくと、このような流れになります。

このようなことから、この図でもおわかりだと思ひますが、4月から事務事業等の現況調査を実施いたしますと、実際に協議会の会議に協議事項として提案できますのは、通常のペースですと約3カ月後ということになるかと思ひます。

以上が合併協議のスケジュールでございます。事務局からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 以上、その他ということで事務局から説明いたしましたが、この際、せっかくの機会でございますので、何か全般的なことについて御発言がございましたら伺いたいと存じますが。

どうぞ。

末澤委員 私は末澤 進でございます。

昨年の6月27日から、ちょうどここにおいでます住民の方々からの、いわゆる高松市協議会の設置をしてもらいたいという署名が出まして、これが見事に否決されました。賛成者は、私とあと二人、綾野委員ともう一人おいでる3名でございます。そういう中で、その後、この間も申し上げましたように、1分間の休みもなく、3町の協議会、いわゆる議員発議によりまして、3町合併協議会の設置が可決されたわけです。

それで、この分の協議の進行が実に今日までもう既に8回、先月綾南町におきまして、その8回の会議を終了いたしました。ほいで、この高松協議会はきょうで3回目でございます。私は、住民の強い要望で、編入ということの合併協議会をつくるということで、これが設置された以上は、やはり住民の意思は尊重すべきである、こういう信念で参っております。また、住民の人もその希望を持っていると思います。恐らく10年以内には、次の新たな合併の段階ということも十分予想されますので、私は二度手間、あるいは住民を振り回すような合併はあってはならないという信念から、この高松市に合併を、将来に向けて持っている、そういう考えでございます。

そんな中で、悲しいことに、私方の町長は3町の協議会の会長なんです。私は一般質問で会長は引いたらどうですかと……

〔「関係あるんですか、この会に。」と呼ぶ者あり〕

末澤委員 人が話しよるとき聞かないかんで。関係があるんや。その他、あることがあればというて、あつとんでしょ。何言よんね、君は。

そういうことで、これを進めていく、はっきり言うと呉越同舟なんです。しかし、私たちは住民の代表ですから、住民の意思は尊重しなければ。そして、この3月の議会で、まだ信頼できないんだったら、いかがですか、高松市、3町、それに国分寺町がよいという御意見の人もおるだろうということで、三者択一の住民投票をなさったらどうですか。お金はかかるかもわからん。しかし、将来のことを考えたらそういう方法もとるべきだ。

例として、私は、偶然ですけど、西日本放送のテレビを見たときに、牟礼町の町長さんが、合併は住民によって決めるべきだ、町長や議会が決めるものでない。私はびっくりしました。直接、私は牟礼町の役場に電話かけて、この中身を確認し、どういう根拠でそういう考えにたどり着いたんですかとお伺いしましたら、やはり住民の声を聞くと、合併という声が多い、だから住民投票したんだ。それなら、同じように私の町にもそういう住民投票条例をつくって、それを提案して、真意を問えば、町長の立場も浮かぶだろう。3町に進言しとる人たちも浮かぶだろう。私たちの立場も立つだろう。なおかつ、住民の意思は十分に通じる。こういうことから、私はそれを提案したんですが、その住民投票がどういふふうにとればいいのか、あるいはまた、合併協議会ちゅうのができておるから、そこにも相談せないかん。しかし、最終として決めるのは議会であるという答弁があったんです。

私はこの場所で悲観的な言い方するんですが、議会にかかったら、高松市のこの編入合併は成立しません、はっきり申し上げまして。というのは、数でやられたら、住民の方の意思が大事か、議会の数が大事か、それが私たちに、先ほど高松市の委員さんからもお話があったように、どちらを尊重せないかんか、そういう大きな立場に立っておると思うんです。そういう意味から、いい場所ですから、これから、今、3町の方はもう既に市の名称まで募集しとんですよ。それで、何と8,000戸の戸数にこのアンケートを、名称募集して、事務局に返っておるのはただの540票なんですよ。ねえ、いかに関心がないか、あるいは反発があるか、憂慮しているかということなんです。それならば、むしろ私は胸を開いて、自分たちの今、議席あるいは立場のものを考えるんでなしに、むしろそういう住民の意思を聞いて、これをやるべきだという気持ちからそういう提言をしたんです。

とにかく、このような状態で、ある時期に来たらメリット、デメリットを聞くというて、これからあと何カ月あるんでしょうか。今お話があったように、事業計画もせないかん。どんな気持ちで事業計画つくるんですか。そして、それが悪い、これが悪いということはどこで差をつけるんですか。現実こういう点が違う、これは主張する、しかし受け入れられないというんならわかるけども、メリット、デメリットというのは長所、短所ですから、それは双方にあるんですよ。

私はそういう意味で、国分寺町は国分寺町、綾南町は綾南町、綾上町は綾上町という立場で選択してもらったらいと思うんです。その第1は、やはり国分寺町自身がそういう決め方の出発で変則である。それで、なおかつ、こうして遠路はるばる高松市の方からお

いでいただく皆さん、そして協議を進める皆さんのことを考えると、やはりその意思をただしてからやるというのが、私、常識だと思うんです。並立という言葉は許されてはおるけれども、あれが中身としては十分考えられるけども、私はあいまいであり、それこそ責任のある論議ちゅうのは難しいと、そういう考え方ありますので、なろうことなら、幸い市長さんと町長さんがおいでますので、これ町長さんなあ、私お願いするんじゃないけど、先ほど意見も出とったように、住民投票してまず一本化してくださいよ。

ほいで、綾野議員が町内各所7カ所ですか、9カ所言うたんですかな、説明した中で、最後の会場で一本化にしますということを言うたんです。そして、二つの協議会できるのは町民に対して不信感を抱く、こういうとこまで断言したんですよ。それなら私はむしろ一本化して話を進めるというのが、これはいわゆる最高責任者、船長さんとしての大きな役目であり、責任であると思うんです。しかし、それを押しつけるということはいかんから、私は住民投票によってそれを決めていただければ、これほど協議を安心していただけるものはないんじゃないでしょうか。そういうように思いますので、ひとつそのことを頭に入れて、まずこういう、皆さんの前で初めて言います。私も特別委員会でいっぱい言いますよ。言いますが、そういう本当の意味のことを言わないと、先ほど私も黙とったのは、発言するの瀬がないんですよ。どこまで決めてええんだろうか、どこまで通るんだろう。果たして住民の、この、いわゆる編入の協議会できたものが実現できるのか、できないのか、こういうことを考えるとその責任を感じるんですね。

ですから、この際、いい機会ですから、民主主義の前進には常にかんかんがくがく、賛成反対両論ある、知恵もある、そういうところから、できることなら、私は幸い、きょう梶村委員さんからどちらか一本化というお話もありましたので、私は大いにその分の考えに賛成ですので、さらしものにして恐縮じゃけども、そういうようにしていただけませんか。そうせんと住民の人、いわゆる編入合併に賛成したという方々にも一つの説明ができると思うんですね。

それをたまたま高松協議会を設置するのに賛成か反対か、その分の投票だ、片や議会で決定したものだ、こういうように言うけれども、あのいわゆる一つの住民投票の結果の最中は、3町を選ぶか、高松を選ぶかというのは壮絶な戦いだったんです。結果は1,000票の差、1,000票の上に高松市協議会に賛成するのも反対、3町にも賛成するのは反対というのが、私の知る限りでも500人以上おるんです。

そういうところから、私はそういう住民投票のことを提案して、できることなら、傷つ

くことなく、円満に、後世に、そういう大きな蛇行があった、争論があったということでおさまっていけば、歳月は後の歴史で評価してくれる、こういうふうに私は思うんで、この際、いい発言をしていただいたんで、お願いですから。一般質問のときにはむげに消されました。しかし、これはひとつ、ここの皆さんの前で申し上げますので、町長の立場苦しいでしょうから、そういうことをされるように考えを改めてもらうか、あるいは3町で会長さんを降りて、副会長さんなら副会長さんでここの協議するというんでなければ、私も、発言にも非常にこう首をかしげます、我が町でありながら。御意見もあろう、考えもあろうと思いますが、私はごく一住民としての立場のものをお伺いしますので、その点をひとつ理解していただければ、今後の会が力が入ってまいります。

以上です。ありがとうございました。

議長（増田会長） ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい。それでは、皆様方には、本日、長時間にわたりまして御審議を賜り、まことにありがとうございました。これもちまして、高松市・国分寺町合併協議会第3回会議を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3時12分 閉会

会議録署名委員

委員

梶村 伝

委員

末澤 達